

申し入れ書

2021年3月10日

芝山町長 相川勝重 殿

三里塚芝山連合空港反対同盟
代表者・萩原富夫

私たちが申請した芝山文化センターの使用（2021年4月4日の）承諾申請について、相川勝重芝山町長名での却下通知を2月22日に役場で受け取りました。そこには、却下する理由として以下のように書かれていました。

芝山文化センターの設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号「文化センターの管理運営上支障がある」の条項に適用すると認められるとし、それに該当する理由を、「成田空港をめぐるこれまでの経緯に鑑み、貴団体（三里塚芝山連合空港反対同盟）が本行事（名称：機能強化反対集会、内容：機能強化についての学習）を行うことにより文化センターの管理運営に不安が生じる」としています。（丸カッコ内は使用申請に記載している文言）

私たちは、上記の理由で芝山町の集会場の貸し出しを却下することは、憲法で定められた「思想・良心の自由（19条）」「集会・結社の自由（21条）」、地方自治法244条（住民が公の施設を利用することを拒んではならない／不当な差別的取扱いをしてはならない）を踏みにじるものであると考えます。地方自治体が行事内容を理由に公の施設の利用を拒否することはあってはならないことです。隣町の成田市においては、私たちの主催で機能強化反対を呼びかける集会を何度も開催しています。なぜ芝山町では機能強化反対の集会を開くことができないのでしょうか。ましてや、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大を契機に航空需要は激減し、航空業界の大再編が始まっています。今、機能強化について改めてその必要性の有無を問うことは、地元住民にとって当然の権利であり要求です。

以下の点について具体的に明らかにするよう申し入れます。

1. 「成田空港をめぐるこれまでの経緯」とは一体いかなるものなのか具体的に明らかにされたい。
2. 「文化センターの管理運営に不安が生じる」とは一体どのような不安が生じるのか具体的に明らかにされたい。
3. 過去に「文化センター管理運営上に不安が生じ」たために「管理運営上の支障がある」と認められた事例があったのか。具体的に明らかにされたい。
4. どのような「管理運営上の支障」を想定しているのか。具体的に明らかにされたい。

以上。